

## J - クレジット制度 方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）（案）の概要

### 1 . 目的

排出削減量のモニタリング及び算定方法が正確でかつ簡易なものとなるよう方法論として必要な要件を定めるとともに、透明性のある方法論の策定手続を定めることを目的とする。

### 2 . 方法論の基本的事項

#### （ 1 ）方法論の体系

方法論は、以下の体系に基づき分類する。

- エネルギー分野（EN）
  - ✓ 省エネルギー等分野（EN-S）
  - ✓ 再生可能エネルギー分野（EN-R）
- 工業プロセス分野（IN）
- 農業分野（AG）
- 廃棄物分野（WA）

#### （ 2 ）方法論の構成

方法論の構成は以下のとおり。

- 方法論番号
- 方法論名称
- 適用条件（方法論を適用するために必要となる条件を定める。）
- 排出削減量の算定
- プロジェクト実施後排出量の算定
- ベースライン排出量の考え方
- ベースライン排出量の算定
- モニタリング方法
- 付記（適用条件及び排出削減量の算定方法以外に必要な要求事項を定める。例えば、一般慣行障壁による追加性の評価、追加性の評価の省略（ポジティブリスト）等を定める。）
- 附属書（特定のプロジェクトにのみ必要となる要求事項及び参考情報を定める。例えば、自家用発電機を使用する場合の電力排出係数の算定方法等を定める。）

### ( 3 ) 排出削減量及びベースライン排出量の概念

#### 排出削減量の概念

排出削減量は、ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量との差より求める。

#### ベースライン排出量の概念

ベースライン排出量にはそれぞれ以下を設定する。

- 更新プロジェクトにおいては、更新前の既存設備の使用に伴う排出量を設定する。ただし、既存設備の効率等の仕様が取得できない場合、故障により既存設備を継続利用することができない場合等においては、新設プロジェクトと同様に標準的な設備の使用に伴う排出量を設定する。
- 新設プロジェクトにおいては、標準的な設備の使用に伴う排出量を設定する。
  - ✓ 標準的な設備の特定については、設備の普及状況、経済性等を踏まえ設定する。
  - ✓ 標準的な設備の効率については、原則、トップランナー基準の値を設定し、トップランナー基準が設定されていない設備の場合は、プロジェクト登録の申請時点で販売されている3つ以上の設備の平均値を設定する。

### ( 4 ) 排出削減量の算定で考慮すべき排出活動

排出削減量の算定で考慮すべき排出活動には、以下の2つがある。

- プロジェクトによって得られる機能を実現するために必要となる直接的な排出活動（以下「主要排出活動」という。）（例：太陽光発電設備の使用）
- 主要排出活動以外の排出活動（以下「付随的な排出活動」という。）（例：電力制御装置（パワーコンディショナー又は日射計等）の使用）

#### 主要排出活動の取扱い

主要排出活動に当たる排出活動を特定し、その排出量の算定式を定める。

プロジェクト実施者は、算定に必要なモニタリング項目をモニタリングし、算定式に従い排出量の算定を行う。

#### 付随的な排出活動の取扱い

付随的な排出活動については、以下をいずれも満たすものを方法論に定める。

- 保守的に算定した上で1%以上の排出削減量に対する割合（以下「影響度」という。）が想定される排出活動
- 計測（適切なデフォルト値の設定を含む）可能な排出活動。なお、以下の排出活動については、計測が困難なため、計測可能な排出活動には当たらないこととする。
  - ✓ 設備の製造、運搬、設置及び廃棄に係る排出活動
  - ✓ 化石燃料の精製及び運搬に係る排出活動
  - ✓ 中古品の転売及び使用によるエネルギー消費量の増加に係る排出活動

プロジェクト実施者は、影響度の見込みを妥当性確認時に算定した上で、当該影響度に従い、以下のように取り扱う。

- 影響度が5%以上の場合は、モニタリングを行い排出量の算定を行う。
- 影響度が1%以上5%未満の場合は、排出量のモニタリングを省略することができる。ただし、省略した場合は、妥当性確認時に影響度の見込みを算定し、検証時に当該影響度を排出削減量に乗じることで当該排出量の算定を行う。なお、モニタリングを省略する付随的な排出活動の影響度の合計を5%以上にはしてはならない。
- 影響度が1%未満の場合は、排出量の算定を省略することができる。

### 3. 各構成要素の策定規程

#### (1) 適用条件

「排出削減に資する設備を導入すること」、「設備の導入が法律に定める義務によるものではないこと」等を適用条件として設定する。

また、以下のプロジェクトについては、追加の適用条件を設定する。

- 熱、電力等を生成するプロジェクトの場合
  - ✓ 認証対象は、原則として、プロジェクト実施者が自家消費した熱及び電力等に係る排出削減量に限ること（ただし、環境価値がプロジェクト実施者に帰属している状況が証明でき、かつ、環境価値のダブルカウントの防止措置がとられている場合は、この限りではない。）
- バイオマス燃料を利用するプロジェクトの場合
  - ✓ 従来、マテリアル利用又はエネルギー利用されていないバイオマス資源をバイオマス燃料の原料とすること（国産か海外産かについては問わない。）

#### (2) モニタリング方法

一般的に想定されるモニタリング方法をモニタリング項目ごとに例示する。なお、各方法論で共通して使用する基本的な係数等のデフォルト値については、モニタリング・算定規程を参照することとし、個別の方法論のみで使用する係数等のデフォルト値については、個別の方法論にて定める。

プロジェクト実施期間中に数値が変動する値（単位発熱量、排出係数及びバイオマスの含水率等）をモニタリングする場合については、モニタリング頻度を要求事項として定める。それ以外の値については、目安としてのモニタリング頻度を示す。

### 4. 方法論の策定及び改定手続

方法論の策定及び改定手続は、プロジェクト実施者等からの申請に基づき、制度管理者が所用の調整を行い、パブリックコメントの手続を経て、運営委員会が審議する。

以上